

基礎的な法令用語の解説 (道路法を例に)

国土交通省 道路局 路政課

4月を迎え、入省して1年が経過した路太。新年度を迎え、路太の部署にも、新入職員の路夫が配属されました。路政課に配属されて間もない路夫は少しでも早く路政課での仕事に慣れようと、猛勉強中です。今日も、道路法の解釈に関して、疑問に思ったことがあるようで、路太の所に質問にやってきました。

路夫 路太さん、少しお時間大丈夫でしょうか。

路太 大丈夫だよ。どうしたの？

路夫 少し道路法の条文の読み方に関して分からないところがあって…

路太 路夫くんは本当に熱心に勉強しているね。
どこが分からないんだい？

路夫 「又は」と「若しくは」の使い分けについてです。第4条の条文は「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」となっていますが、このときの「又は」と「若しくは」は何か意味が異なるのですか？

路太 「又は」も「若しくは」は同一の意味でどちらも複数のものから選択する際に使用される接続詞だよ。

路夫 では、なぜ「又は」と「若しくは」を使い分けているのですか。

路太 この2つの接続詞は接続するものの大きさで使い分けを行っているんだよ。複数の段階であるものを対比する際には、最も大きい接続のみに「又は」を使用し、それ以外の接続については、「若しくは」を使用するんだよ。

したがって、道路法第4条の場合には、「所有権を移転すること」と「抵当権を設定し、若しくは移転すること」が最も大きい接続として存在し、もう1つの小さい段階の接続として抵当権を「設定すること」と「移転すること」が存在するんだよ。

路夫 そうなんですか。

では、道路管理者の権限代行について定めた道路法第27条第1項は、「国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。」とありますが、これは指定区間外の国道の「新設」と「改築」が最も小さな接続として存在し、より大きな接続として「指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合」と「第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合」が存在するんですね。

路太 そうだよ。飲み込みが早いね。

では、他人の土地の立入又は一時使用について定めた道路法第66条第1項はどのように読めばよいか分かるかな？

路夫 「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。」としている規定ですね。

主語の部分は、「その命じた者」つまり「道路管理者の命じた者」と「その委任を受けた者」つまり「道路管理者の委任を受けた者」の接続がまず存在し、その次に「道路管理者」と「その命じた者若しくはその委任を受けた者」の接続が存在するということですか。

路太 そうだね。その続きはどうなるかな。

路夫 まず、「測量」と「工事」の接続が存在し、その次に「測量若しくは工事」と「道路の維持」の接続が存在するってことですよ。

路太 路夫くん、それは少し違うかな。条文において、3つ以上の対象を対比する際には、それぞれを「、」でつなぎ、最後の対象の直前に適当な接続詞を置くんだよ。

つまり、今回の場合は、道路に関する「調査」、「測量」、「工事」の3つの接続がまず存在し、その次の段階の接続として、「道路に関する調査、測量若しくは工事」と「道路の維持」が存在するんだよ。

路夫 そうなんですね。条文の読み方については、様々なルールがあって大変ですね。

路太 そうなんだよ。どんどん勉強して、ルールを1つ1つ覚えていかないとね。

路夫 そうですね。

路太 では、最後の部分は分かるかな。

路夫 「材料置場」と「作業場」の接続がまずは存在し、その次に「他人の土地に立ち入ること」と「特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用すること」の接続が存在するということですかね。

路太 そうだね。少しは慣れてきたかな。

路夫 「及び」と「並びに」も同様の意味だと思うのですが、これにも使い分けがあるのですか。

路太 そうだよ。「及び」と「並びに」の場合には、最も小さな接続に「及び」を使用し、それ以外の接続に「並びに」を使用するんだよ。

路夫 そうなんですね。

では、道路法の第2章は「一般国道等の意義並びに路線の指定及び認定」とあるので、「(路線の)指定」と「(路線の)認定」という小さい接続と「一般国道等の意義」と「路線の指定及び認定」という大きな接続が存在するんですね。

路太 そうだよ。

では、道路法第49条の条文の読み方も分かるかな？

路夫 はい。

小さな接続として「この法律」つまり道路法と「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」が存在し、大きな接続として「この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」と「他の法律」が存在するんですよ。

路太 そうだよ。このような事柄は道路法を正確に理解する上で非常に重要なので、しっかりと覚えておいてね。

路夫 はい。

【参照条文】

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（私権の制限）

第四条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

2～4 (略)

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2～4 (略)